

神戸市交通局乗合自動車安全管理規程

(目 次)

第1章 総則 -----	1
第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等 -----	1
第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 -----	2
第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法 -----	4

令和6年4月1日

神戸市交通局

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第22条の2第1項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって、輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当局の自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 交通事業管理者は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、営業所等の現場(以下「営業所等」という。)における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど営業所等の状況を十分に踏まえつつ、職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 局は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不斷に見直し、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 局は、管理の受委託に係る安全対策として、受委託事業者双方が必要な情報を伝達・共有し、相互に協力連携することにより、一丸となって輸送の安全性向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 局は、前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 局は、前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 局は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(交通事業管理者等の責務)

第7条 交通事業管理者は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 交通事業管理者、副局長、自動車部長等(以下「交通事業管理者等」という。)は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保及び体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 交通事業管理者等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 交通事業管理者等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(局内組織)

第8条 交通事業管理者は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための組織統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 市バス運輸サービス課長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 営業所長は、市バス運輸サービス課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本庁に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。
 - 5 交通事業管理者は、輸送の安全の確保の状況を確認する組織として、監査室を設置し、その組織及び運営等については、「監査室規程」に定める。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 交通事業管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、交通事業管理者等に報告すること。
- (6) 交通事業管理者等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 交通事業管理者等と営業所等や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 局は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、交通事業管理者等又は局内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 局は、自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)(以下「報告規則」という。)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 局は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 監査室は、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 監査室は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、安全統括管理者等に報告する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 局は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第17条 局は、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

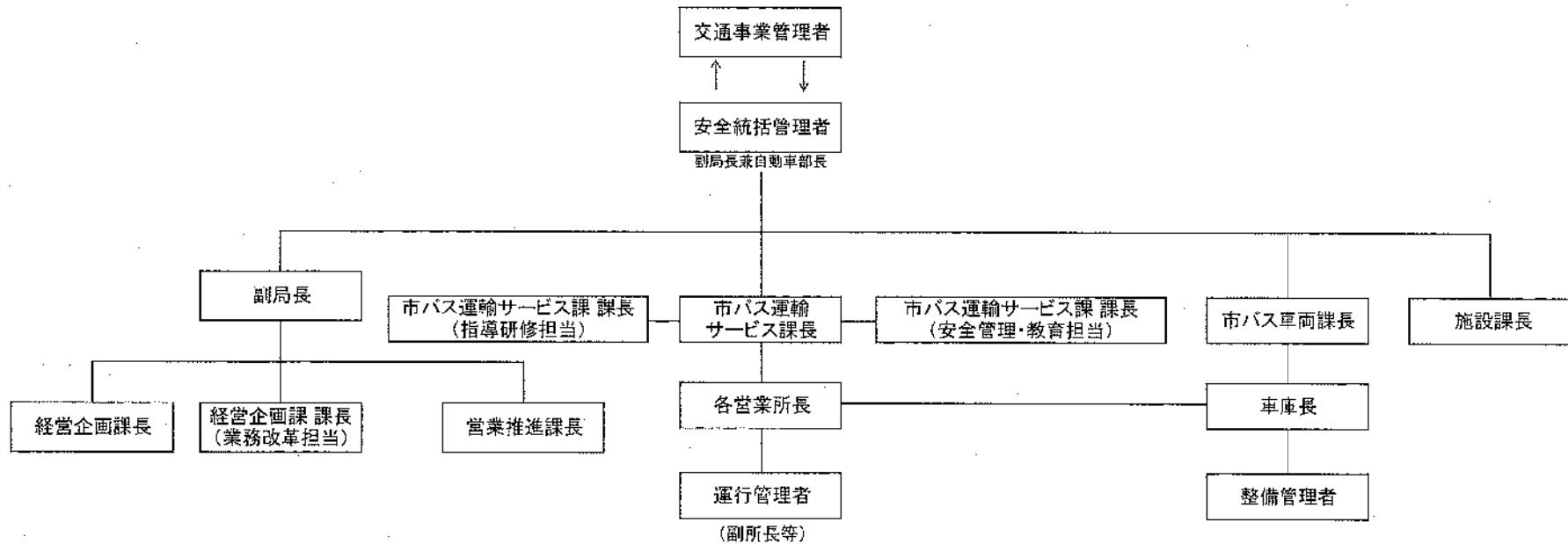
(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、交通事業管理者等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

安全管理体制図（組織図）

別紙



※ 安全統括管理者(担当局長)に事故があるときは、市バス運輸サービス課長がその職務を代理する。

○監査室規程

(目的)

第1条 この規程は、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第18条の3第2項の規定により作成された神戸市交通局高速鉄道安全管理規程(以下、「安全管理規程」という。)第16条第1項に基づき設置する監査室の行う所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 監査室は輸送業務の実施及び管理が安全管理規程に基づき適切に実施されているかについて監査する。

(組織)

第3条 監査室の体制及び指揮命令系統は、別図のとおりとする。

- 2 監査室は、室長及び監査委員をもって組織する。
- 3 室長は、副局長をもって充てる。
- 4 室長は、監査室を代表し、会務を総理する。
- 5 監査室の事務は、経営企画課(以下、「事務局」という。)において処理する。

(会議)

第4条 監査室は、必要の都度室長がこれを招集する。

- 2 室長は、必要と認める職員の出席を求め、意見を聴取することができる。
- 3 監査室は、委員の半数以上の出席がなければ会議を行なうことができない。

(監査等の執行)

第5条 室長及び監査委員は、前項に基づき輸送業務の実施及び管理の状況について、関係部署に対して監査を実施する。

- 2 室長は、監査を実施しようとするときは、対象となる部署に対し、事前に監査の実施を通知する。ただし、急施を必要とする事案についてはこの限りではない。

(報告)

第6条 室長及び監査委員は前条の監査結果を監査室において整理し検証を行う。

2 室長は前項の検証の結果、業務の執行状況が不適切と判断された場合には、改善措置を講じるよう、関係管理者に指導する。

3 室長は監査結果、指導内容及び指導に基づく改善状況等について取りまとめ、安全管理推進委員長に報告する。

(公表の方法)

第7条 室長は、実施した監査の結果の公表について、監査室においてこれを取りまとめ、必要に応じて公表する。

(その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、監査室の運営に関し必要な事項は、室長が定める。

[別図]

監査室体制図

